

綾瀬市幼児同乗用自転車購入費補助金 Q&A

Q.購入店から領収書が発行されない場合はどうすればいいですか？

A.購入時のレシートなど、購入場所・購入日・購入金額・購入商品がわかる書類をご提出ください。

ネットショップで購入した場合は、購入サイトの領収書画面や購入完了メールのスクリーンショットをご提出ください。

Q.こどもが1歳を迎える前に購入した幼児同乗用自転車も申請できますか？

A.幼児同乗用自転車の購入から3か月以内かつ、お子様が1歳の誕生日を迎えた場合のみ申請可能です。

例：自転車の購入日が4月5日・こどもの誕生日が5月1日

↳5月1日(こどもの誕生日)から7月4日(自転車購入から3か月後)までの間であれば申請可能です。

Q.市外に単身赴任している保護者が購入した幼児同乗用自転車も補助対象になりますか？

A.対象になりません。

購入した日から申請日まで綾瀬市に居住している保護者とお子様のみが対象です。

Q.令和7年度に自転車を購入し、申請をして補助金の支給を受けました。令和8年度に新たに購入した自転車も申請できますか？

A.申請できません。年度が変わった場合も、一世帯につき1回までの支給となります。

Q. 現在使用している幼児同乗用自転車が壊れたため、座席のついていない電動自転車を購入しました。座席は壊れた自転車のものを取り外して付けた場合でも申請できますか？

A.申請可能です。その場合は座席を取り付けた電動自転車の写真を提出する必要があります。

申請フォーム内の「添付資料」の項目に座席を取り付けた自転車写真を提出してください。